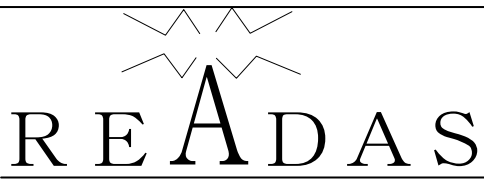


第 4643 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 1月 8日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

東京電力から受ける賠償金

Q：東京電力から原発事故により支払を受けた賠償金の取扱いが明らかにされたそうですが、どのようなものなんですか？

A：次のようになっています。

【解説】

【心身又は資産の損害に対する賠償金】

原発事故により支払を受ける賠償金のうち、心身に加えられた損害に対して支払を受ける慰謝料その他の損害賠償金や、不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害に対して支払を受ける損害賠償金は非課税になります。具体的には、次の損害に対する賠償金がこれに該当します。

- 避難生活等による精神的損害
- 生命・身体的損害
- 検査費用(人)
- 放射線被曝
- 避難・帰宅費用
- 一時立入費用
- 検査費用(物)のうち、家事用資産に係るもの
- 財物価値の喪失又は減少等

【事業所得等になる収入金額になる賠償金】

原発事故により支払を受ける賠償金のうち、必要経費を補てんするためのものや営業損害のうち減収分(逸失利益)に対するもの、就労不能損害のうち給与等の減収分に対するものなどは、事業所得等の収入金額になります。

また、避難指示等により業務に従事することができなかったことやいわゆる風評被害などによる減収分、又は出荷制限指示による棚卸資産等の損失などに対して支払を受ける賠償金は、事業所得等の収入金額になります。

